

アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座 商品説明書

(平成28年1月4日現在)

- ◆ 専用口座に係るお手続きや重要事項を記載しておりますので、口座作成前に必ずお読みください。

- 本専用口座は、平成27年度税制改正により創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、「非課税措置」といいます。）」に適用した商品です。口座開設にあたり、当行と結婚・子育て資金管理契約を締結していただきます。
- 非課税措置の適用を受けるには、直系尊属からの贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば贈与を受ける方（受贈者）のご両親さま・祖父母さま等をいいます（したがって、伯父さまから甥御さまなどへの贈与は対象となりません）。
- 本資料では、以下の表記としております。
- ・結婚・子育て資金を贈与する方（贈与者） ⇒ ご両親さま等
 - ・結婚・子育て資金の贈与を受ける方（受贈者） ⇒ お子さま等
- お子さま等が既に他の金融機関や当行の他の店舗に「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出されている場合、本専用口座はご利用いただけません（ただし、既に結婚・子育て資金管理契約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の一つを除き課税対象となりますのでご注意ください。
- 本専用口座にお預け入れできるのは、平成31年3月22日(金)までとなります。

1. 結婚・子育て資金贈与専用口座の概要

項目	内容
商品名	「アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座」
取扱期間	平成27年7月21日（火）～平成31年3月22日（金）
専用口座の種類	普通預金 ※ 本専用口座は店頭でのお取引に限定させていただき、ATM・アルファダイレクトバンキングでのお取引、口座振替による自動引き落としおよびお振込によるお預け入れはお取り扱いいたしません。 ※ 専用口座開設時に結婚・子育て資金管理契約を締結させていただきます。
キャッシュカード	発行いたしません。
お利息	
(1) 適用利率	毎月の店頭表示の普通預金利率を適用します。（変動金利） 適用利率は随時変動いたします。
(2) 利息支払方法	毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。
(3) 利息計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算します。
(4) 税金	個人のお客さま…源泉分離課税で20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます。） ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

金利情報の入手方法	窓口にお問い合わせいただくか、当行のホームページをご覧ください。
ご利用いただける お客さま	ご両親さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結していて、贈与契約日および本専用口座を開設する日において20歳以上50歳未満の方
最低お預入額	10万円以上1円単位
お預入限度額	累計1,000万円（利息はお預入限度額に含みません）
お預入期限	平成31年3月22日（金）まで
口座開設方法	当行の窓口で口座を開設していただけます。その後のお手続きは、 口座開設店舗でのみ受け付けいたします。
お預入方法	口座開設店舗の窓口で随時お預け入れいただけます。 お預け入れの対象資金は、 贈与契約後2ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定 させていただきます。 ※お振込でのお預け入れは出来ません。
お引出方法	店頭窓口で随時お引き出しいただけます。口座開設店以外でも受け付けいたしますが、ATM、口座振替およびアルファダイレクトバンキングによるお引き出しはお取り扱いいたしません。
口座管理手数料	無料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 別途、特約により利息を無利息として、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。ご希望のお客さまは窓口までお問い合わせください。 ・ マル優のお取り扱いができます。
当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

2. 専用口座開設時の必要書類・事前手続き等

項目	内容
お子さま等のご本人確認書類 (原本)	保険証、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)等 ※お子さま等が20歳未満、若しくは50歳以上の場合、本専用口座は作成できません。
お子さま等のご印鑑	新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・ 住民票謄本等 の原本	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、ご両親さま等がお子さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本・住民票謄本等の原本をご提出いただきます。 ※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。くわしい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認くださいませようお願いいたします。
贈与契約書(原本)	予め書面にてご両親さま等とお子さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます(写しをとらせていただき原本はお返しいたします)。 ※贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要がございますのでご注意ください。なお、贈与契約書の書式は店頭又は当行ホームページにご用意しております。
結婚・子育て資金 非課税申告書(原本)	非課税措置の適用を受ける金額(お預入金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。申告書は当行より税務署に提出いたします。申告書は店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。 ※非課税申告書等には、個人番号の記入が必要となります。 ※「妊娠、出産及び育児」に要する資金については、上限1,000万円まで、「結婚」に際して支払う資金については上記1,000万円のうち最大300万円までとなります。詳しくは後記5又は内閣府作成(内閣府ホームページに掲載)の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」をご参照ください。
贈与資金	贈与資金については、原則として以下のいずれかの方法等にて予めご用意ください。 ①既に当行にあるお子さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本専用口座へ振り替えていただきます。その場合、お子さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。 ②既に当行にあるご両親さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本専用口座へ振り替えていただきます。その場合、ご両親さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、ご両親さま等(ご本人)にもご来店いただきます。 ※本専用口座預金へ直接贈与資金をお振込することはできませんのでご注意ください。

3. 専用口座開設のお手続き

項目	内容
贈与契約の締結 および 必要書類等の準備	前頁2でご案内させていただいた通り、贈与契約の締結と必要書類の準備をお願いします。
ご来店	お子さま等にご来店いただきます。 ご両親さま等の口座から本専用口座へ振り替える場合は、ご両親さま等（ご本人）にもご来店いただく必要がございます。
口座開設のお手続き	「結婚・子育て資金非課税申告書」、「アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座確認書」等の申込書類をご記入・ご捺印していただき、お子さま等のご名義で口座を開設いたします。 【重要】贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要があります。お預入上限額は1,000万円ですのでご注意ください。
専用口座通帳の お渡し	通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。 ※本専用口座はATM・アルファダイレクトバンキングでのお取引、口座振替による自動引き落とし及びお振込でのお預け入れはお取り扱いいたしません。
追加のお預け入れ	平成31年3月22日までは追加のお預け入れも可能です（ただし、お預入限度額は合計で1,000万円までとなります）。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加結婚・子育て資金非課税申告書、戸籍謄本または住民票謄本等、ご本人さま確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます。口座開設店以外でのお取り扱いはできませんのでご注意ください。

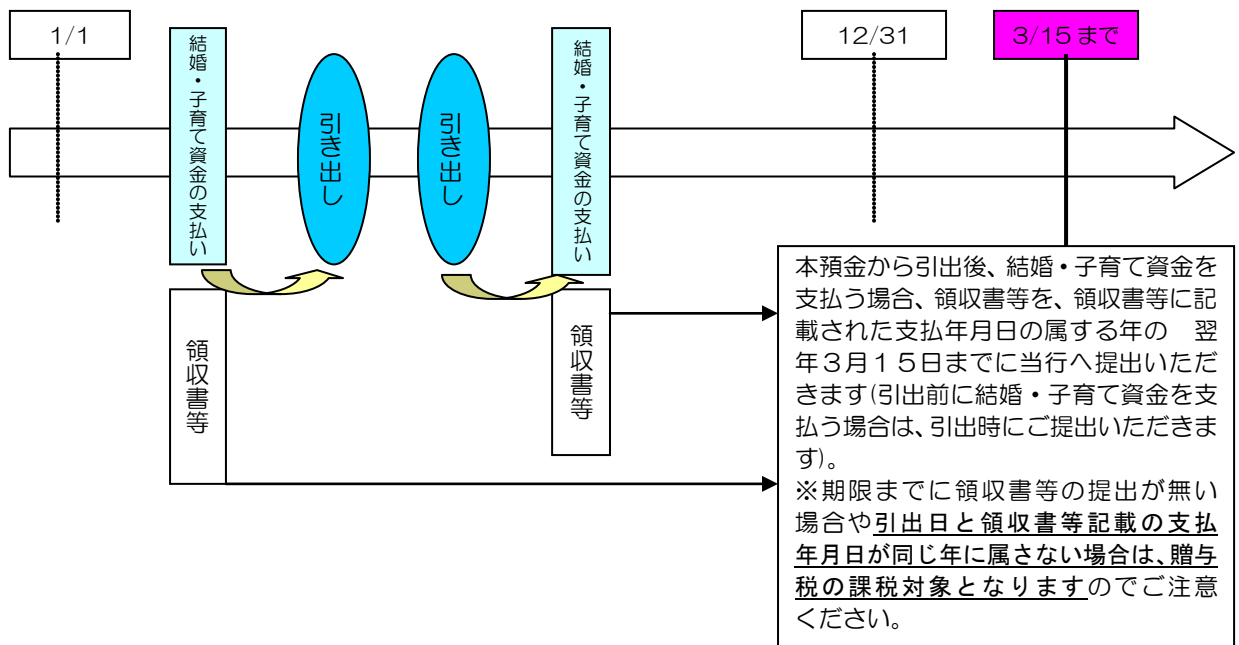
4. お引き出しおよび領収書等のご提出について

- ✓ お引出方法は、次の①もしくは②となります。ご都合に合わせてご利用ください。領収書等を提出される際は、口座開設時にお渡しする『「アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書』を添付してご提出ください。

	①結婚・子育て資金支払後に 本口座から引き出し	②本口座から引出後に 結婚・子育て資金を支払い
お引出 方法	結婚・子育て資金を支払後、当該領収書等を当行にご提出いただき、領収書等の金額を上限に引き出す方法	本預金を引き出した上で、結婚・子育て資金を支払い、後日当該領収書等を当行にご提出いただく方法
ご注意 事項	結婚・子育て資金を支払った年中に、口座から引き出す必要があります。	本口座から引き出した資金にて、当年中に結婚・子育て資金を支払う必要があります。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>領収書等に記載される支払年月日は口座からの引き出しと同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、引出金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</p> </div>	

お引出時の 必要書類	お通帳、お届けのご印鑑をお持ちください。(上記①の場合は領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」も必要です。)	
領収書等 のご提出	引出時に領収書等(原本)及び「『アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書」を当行へご提出ください。	お通帳、領収書等(原本)及び「『アルファバンク結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の <u>支払年月日の属する年の翌年の3月15日まで</u> に当行へご提出ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> <p>期限までにご提出いただけない場合、引出金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</p> </div>
ご注意	※いったんお引き出しされた資金の一部または全部を、再度専用口座にお預け入れすることはできません。	

《参考》領収書等の提出時期のイメージ図



5. 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金について

(1) 受贈者の結婚に際して支出する費用

結婚関係で支払われるものについては、300万円限度

- ① 挙式や結婚披露宴を開催するために要する挙式代、会場費など（入籍日の1年前の応当日以降に支払われたものに限ります。）
- ② 結婚を機に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料（入籍日の前後各1年の期間内に締結した賃貸借契約に関するものに限ります。また、当該契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象となります。）
- ③ 結婚を機に移り住む住居先に転居するための引越代（入籍日の前後各1年の期間内に行ったものに限ります。）

(2) 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用

①妊娠に要する費用

- (イ) 人工授精など不妊治療に要する費用
- (ロ) 妊婦健診に要する費用

②出産に要する費用

- (イ) 分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料及び産科医療補償制度掛金など出産のための入院から退院までに要する費用
- (ロ) 出産後1年以内に支払われた産後ケアに要する費用（6泊分又は7回分に限ります。）

③育児に要する費用

- (イ) 未就学児の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品（処方箋に基づくものに限ります。）に要する費用
- (ロ) 保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う入園料、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用

6. 領収書等について

○領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。原本の返還が必要なお客さまはお申し出ください。当行で内容を確認し、「適用済み」のゴム印を押印した後、原本をお返しいたします。

①領収書等

領収書等には、支払年月日、金額、支払者、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（支払内容）が記載されていることが必要です。

②領収書等以外の「支払の事実を証する書類」

「支払の事実を証する書類」には支払年月日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（支払内容）が記載されていることが必要です。

非課税となる結婚・子育て資金の範囲、「領収書等」についての詳細は、内閣府作成（内閣府ホームページに掲載）の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について」をご参照ください。

※内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

7. 本専用口座の結婚・子育て資金管理契約の終了

結婚・子育て資金管理契約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします。

(本専用口座はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません。)

- ① 預金者（受贈者）の方が50歳になられた場合（50歳に達した日）
- ② 預金者（受贈者）の方がお亡くなりになられた場合（亡くなられた日）
- ③ 専用口座の残高が零（ゼロ）となり、預金者（受贈者）と当行とで結婚・子育て資金管理契約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、契約の終了した日の属する月の翌月末日までに当行にご提出ください。上記事由が発生して契約が終了した場合、本専用口座は解約の手続きをとらせていただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及びご本人確認資料をお持ちください。

8. その他ご注意いただく事項

- (ア) 本専用口座にお預け入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、非課税措置の適用対象外となります。
 - (イ) お預け入れされた資金を減額することはできません。
 - (ウ) 本専用口座からお引出後に結婚・子育て資金を支払う場合、お支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、結婚・子育て資金管理契約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税の課税対象となります。
 - (エ) 上記7の①又は③の事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した時点で、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額（注）がある場合は、その残額が、契約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税の課税対象となります。②の事由により契約が終了となった場合は、贈与税は課税されません（相続税の課税対象となります）。
- (注) 以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。
- ① 預入金額のうち、お引き出しをしなかった部分
 - ② お引出金額のうち、以下の部分
 - 結婚・子育て資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引出合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
 - 結婚・子育て資金のお支払いとお引き出しの年が異なる部分
 - 結婚・子育て資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
 - 結婚関係のお支払いで累計300万円を超える部分
- (オ) お支払先への振込にかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
 - (カ) 贈与者の方がお亡くなりになった場合には、速やかに当行への届出をお願いいたします。贈与者の方が死亡した日における非課税拋出金額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額は、その贈与者の方から相続・遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となる為、当行よりその残額をお知らせいたします。

(キ) その他本専用口座の契約に反する取り扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この契約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取り扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更契約が発効するものとしてします。

以 上